

令和2年分の申告から適用

市・県民税に係る主な税制改正

申告相談は2月中旬から始まります。

市内各会場の日程は、広報おのみち1月号でお知らせします。

市市民税課 (☎0848-38-9154)
因島瀬戸田市民税係
(☎0845-26-6227)

1 給与所得控除の見直し

- ① 給与所得控除額を10万円引き下げます。
- ② 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を、1,000万円から850万円に引き下げ、その上限額は220万円から195万円に引き下げます。
※子育て世帯や介護世帯に負担が生じないよう措置が講じられます。(4参照)。

2 公的年金等控除の見直し

- ① 公的年金等控除額を10万円引き下げます。
- ② 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合、控除額の上限は195万5,000円になります。
- ③ 公的年金等に対する雑所得以外の所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下の場合には一律10万円、2,000万円を超える場合には一律20万円が、①②の見直し後の金額から引き下げられます。

3 基礎控除の見直し

- ① 基礎控除額を10万円引き上げます。
- ② 合計所得金額が2,400万円を超えるとその合計所得金額に応じて控除額が減り、2,500万円を超えると基礎控除の適用はなくなります。

4 所得金額調整控除の創設

- ① 給与等の収入金額が850万円を超え、次の(ア)～(ウ)いずれかに該当する場合、給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を給与所得から控除します。
(ア) 特別障害者に該当する
(イ) 23歳未満の扶養親族を有する
(ウ) 特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族を有する
- ② 給与所得と公的年金等に係る雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、各所得金額(それぞれ10万円を限度)の合計額から10万円を控除した残額を給与所得の金額から控除します。①の控除がある場合は、①の控除後の金額から控除します。

5 調整控除の見直し

合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除の適用対象外となります。

6 未婚のひとり親に対する税制上の措置と寡婦(寡夫)控除の見直し

- ① 婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者(合計所得金額500万円以下)は、ひとり親控除(控除額30万円)が適用されます。
- ② ①以外の寡婦は、継続して寡婦控除(控除額26万円)を適用し、子以外の扶養親族を有する寡婦についても所得制限(合計所得金額500万円以下)を設けます。
- ③ 合計所得金額が135万円以下の未婚のひとり親は非課税となります。
※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある人は対象外となります。

7 その他の見直し

要件等	改正後
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額要件	合計所得金額48万円以下
配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額要件	合計所得金額48万円超133万円以下
勤労学生控除の合計所得金額要件	合計所得金額75万円以下
障害者、未成年者、ひとり親、寡婦に対する非課税措置の合計所得金額要件	合計所得金額135万円以下
均等割の非課税限度額の合計所得金額	<ul style="list-style-type: none"> ●同一生計配偶者が扶養親族がある人 合計所得金額が31万5,000円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+10万円+18万9,000円 ●同一生計配偶者が扶養親族がない人 合計所得金額が31万5,000円+10万円
所得割の非課税限度額の総所得金額等	<ul style="list-style-type: none"> ●同一生計配偶者が扶養親族がある人 総所得金額等が35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+10万円+32万円 ●同一生計配偶者が扶養親族がない人 総所得金額等が35万円+10万円
家内労働者等の必要経費の特例要件の最低保証額	55万円

令和3年度の固定資産税・都市計画税は1月1日現在の所有者に課税されます

所有権移転登記が年内に完了しない場合は、次年度も元の所有者に課税されます。固定資産の売買・相続等をしたときは、早めに法務局で手続きしてください。

- 所有者が死亡したときは、相続登記が完了するまでの間、相続人の中から納税通知書等の書類を受け取る代表者を届け出てください。
- 令和2年1月2日以降、土地の利用状況の変更(宅地を畑にした等)や、建物を解体した場合等で登記の変更をしていない場合は届出をしてください。

※山林や農地を太陽光発電設備用地や駐車場等に転用した場合は、雑種地として地目認定をするため、評価額や税額が大幅に上がります。

資産税課 (☎0848-38-9162・☎0848-38-9164)
因島瀬戸田資産税係 (☎0845-26-6228)

事業者の皆さんへ 償却資産の申告はお早めに

市内で事業を営んでいる個人や法人(工場や商店などの経営、駐車場やアパートなどの貸し付け、太陽光発電設備を設置し売電している人など)のうち、毎年1月1日現在、市内に償却資産を所有している人は、早めに申告してください。

※毎年申告している人には、「償却資産申告書」などを12月中旬に発送します。申告書が届かない人や、新たに償却資産の申告が必要な人はご連絡ください。

令和3年2月1日(月)

償却資産とは

土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その事業のために用いている構築物・機械・器具備品などのこと。

資産税課 (☎0848-38-9164)

新型コロナの影響を受けている中小企業者等の皆さん 固定資産税等が軽減されます

- ① 中小事業者等の税負担を軽減するため、事業者が保有する建物や設備の令和3年度の固定資産税・都市計画税を、事業収入の減少幅に応じて軽減します。
軽減率 令和2年2～10月までの、任意の連続する3カ月間の事業収入の対前年同期比減少率が50%以上であれば全額、30%以上50%未満であれば1/2を軽減します。
- ② 先端設備等に対する固定資産税の課税標準の特例措置について、現行のものから対象等を拡充します。
※手続きには、事前に先端設備等導入計画の認定を受ける必要があります。

申告期限は令和3年2月1日(月)です。詳しくは次のとおりお問い合わせください。

【軽減措置に関して】
中小企業 固定資産税等の軽減相談窓口
(☎0570-077322/平日9:30～17:00)

【先端設備等導入計画に関して】
商工課 (☎0848-38-9182)

【申告書提出先】
資産税課 (☎0848-38-9164)

国保・後期高齢の人間ドック助成申請申込期限を1月末まで延長します

国保と後期高齢の人間ドック助成申請の受付については10月30日で終了しましたが、今年度限り令和3年1月29日(金)まで延長します。

人間ドック助成申請を希望する場合は、医療機関に直接ご予約ください。予約日が決まったら、保険年金課か各支所(御調地区は御調保健福祉センター)に申請をお願いします。なお、国保の人は「特定健診受診券」が必要です。

実施医療機関	電話番号
松本病院(久保三丁目)	☎0848-37-2400
中国労働衛生協会(平原三丁目)※国保のみ。	☎0848-22-3803
尾道市立市民病院(新高山三丁目)	☎0848-47-1155
JA尾道総合病院(平原一丁目)	☎0848-22-8111 (受付13:00～16:00) ☎0848-22-8231
公立みつぎ総合病院(御調町)	☎0848-76-1111
村上記念病院(新浜一丁目)	☎0848-22-3131
因島医師会病院(因島中庄町)	☎0845-24-1210
因島総合病院(因島土生町)	☎0845-22-2552

※予約状況によっては、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

保険年金課 (☎0848-38-9107)

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。日時・期間・場所・対象・内容・定員・料金・アクセス・持参物・締切
申込方法・申込先・お問い合わせ先・電話・FAX・電子メール・ホームページ